

県土第 01-20 号
平成 20 年 5 月 26 日

県土整備部各室長 様
各建設事務所長 様
各流域下水道事務所長 様

県土整備部長

(財) 三重県建設技術センターへの測量設計等業務委託発注基準について
(通知)

(財) 三重県建設技術センターへの発注については、「建設技術センターへの測量設計等業務委託発注基準」【平成 8 年 3 月 29 日付け監第 3069 号 土木部長通知】に基づいて行ってきたところですが、社会情勢の変化を踏まえ必要な見直しを行い、その運用を次のとおり定めたので通知します。

なお、「建設技術センターへの測量設計等業務委託発注基準」【平成 8 年 3 月 29 日付け監第 3069 号 土木部長通知】は廃止します。

記

1. 発注基準

(財) 三重県建設技術センターへの測量設計等業務の委託は、次のいずれかに該当する場合にできるものとする。

- (1) 行政上の意思形成過程において慎重な取扱いを要する業務
- (2) 緊急に行政対応が必要な業務
- (3) 県下統一した基準で整理を求められる業務
- (4) 発注支援業務

2. 運用に当たっての基本事項

- (1) 「民間でできることは民間に」を基本とすること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 2 に適合し、(財) 三重県建設技術センターへの特命性があること。

3. その他

(財) 三重県建設技術センターへの測量設計等業務委託発注基準の運用方法は、別添「(財) 三重県建設技術センターへの測量設計等業務委託発注基準の運用について」のとおりとする。

4. 施行日

この発注基準は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

(財) 三重県建設技術センターへの測量設計等業務委託発注基準の運用について

(財) 三重県建設技術センターへの測量設計等業務委託発注基準の適切な運用を図るため、事務の取り扱いは下記のとおりとする。

記

1. 発注基準の運用について

発注基準に該当する業務は、次のとおりとする。

(1) 行政上の意思形成過程において慎重な取扱いを要する業務 (令第167条の2第1項第2号)

行政方針決定に係る基礎調査であり、特定の企業が情報を入手することにより、以降の事務執行において公平性、中立性に支障を及ぼすと思料される業務

(2) 緊急に行政対応が必要な業務 (令第167条の2第1項第5号)

災害等緊急の必要により競争入札に付することができない業務

(3) 県下統一した基準で整理を求められる業務 (令第167条の2第1項第2号)

業務の遂行にあたり、新たな県下統一の基準を作成しつつ行う必要がある業務

(4) 発注支援業務 (令第167条の2第1項第2号)

発注者支援業務 (「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」の第2、8(2)) 及び公物管理補助業務

【委託業務例】

①設計・積算補助業務

- ・特記仕様書等作成業務委託
- ・積算資料作成業務委託
- ・その他これらに類する業務

②技術審査補助業務

- ・総合評価方式又はプロポーザル方式技術資料作成支援業務
- ・総合評価方式又はプロポーザル方式技術審査支援業務
- ・総合評価方式意見聴取会運営支援業務
- ・その他これらに類する業務

③監督補助業務

- ・現場技術業務
(施工体制の確認、工事施工の立会、施工状況の確認、工事实態調査支援など)
- ・技術アドバイス業務
- ・その他これらに類する業務

④検査補助業務

- ・ 実地検査業務
- ・ その他これに類する業務

⑤公物管理補助業務

- ・ 現地調査業務
- ・ 照査・調整業務
- ・ その他これらに類する業務

2. 事務手続

(財) 三重県建設技術センターへ業務委託を行う場合は、一層の公正性と透明性を確保するため、次の事務手続を行う。

(1) 予定価格の設定

予定価格の設定に当たっては、公表されている類似業務の積算資料を参考にするなどその妥当性確保に努める。

(2) 契約結果の公表

(財) 三重県建設技術センターに業務委託を行ったときは、次の項目を公表する。
なお、公表期間は、少なくとも、当該年度中とする。

- ①委託業務の名称、場所、種別及び概要
- ②委託業務着手の時期及び完成の時期
- ③契約金額
- ④予定価格
- ⑤随意契約理由